

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の13第2項
処 分 概 要：駐車監視員資格者証の返納命令
原権者(委任先)：北海道公安委員会(各方面公安委員会)
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第114条(方面公安委員会への権限の委任)</p> <p>道路交通法施行令第44条(権限の委任)</p> <p>確認事務の委託の手続等に関する規則第14条</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>駐車監視員資格者証の交付を受けた者が道路交通法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。</p> <p>ここで同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。</p>
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部交通指導課駐車対策センター(電話011-251-0110)</p> <p>各方面本部交通課企画・指導係</p> <p style="padding-left: 100px;">(函館方面の場合(電話0138-31-0110))</p> <p style="padding-left: 100px;">(旭川方面の場合(電話0166-35-0110))</p> <p style="padding-left: 100px;">(釧路方面の場合(電話0154-25-0110))</p> <p style="padding-left: 100px;">(北見方面の場合(電話0157-24-0110))</p>
備 考：